

## ■台風第19号による被災に係る主な減免・免除等 対象項目例

※詳細は「担当課等」に記載の各課各係へお問い合わせください。

電話：03-3430-1111(狛江市役所代表)

以下は一例です。これ以外でご自身が関係する各制度については、各官公庁等へ直接詳細をお問い合わせいただくか、広報やホームページ等でご確認ください。

※いずれも原則として申請が必要です。

	対象項目	内容	要件(概要)	担当課等	係(内線)等
税	市・都民税	被災の程度等に応じて減免	自己又は生計を一にする家族が使用する住宅及び日常生活に要する家財に甚大な損害があり、生活が著しく困難な状況にあると認められる者	課税課	住民税係(2263・2266)
	固定資産税・都市計画税	家屋、償却資産を被害の程度等に応じて減免	市内で固定資産を持ち、罹災証明書が発行され、一部損壊(準半壊)以上と判定された者又は準ずる者	課税課	固定資産税係(2267・2268・2269)
	国税(所得税等)	内容は右記へお問い合わせください	右記へお問い合わせください	武蔵府中 税務署	042-362-4711
	都税(個人事業税・不動産取得税等)	内容は右記へお問い合わせください	右記へお問い合わせください	東京都立川 都税事務所	042-523-3171
	都税(自動車税)	内容は右記へお問い合わせください	右記へお問い合わせください	自動車税 コールセンター	03-3525-4066
福祉	障がい福祉サービス等に係る利用料	利用者負担額の減免	住宅等の損害、生計中心者の死亡・失職等があった場合	高齢障がい課	障がい者支援係(2208)
	障がい児通所支援事業に係る利用料	利用者負担額の減免	住宅等の損害、生計中心者の死亡・失職等があった場合	高齢障がい課	障がい者支援係(2208)
	介護保険料	被災の程度等によって介護保険料を減免	被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。又は、生活が著しく困難な状態にあると認められるとき	高齢障がい課	介護保険係(2234・2235・2237)
	介護保険サービス等の利用料	介護保険サービス及び介護予防サービスを利用した際の自己負担額を免除	被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。又は、生活が著しく困難な状態にあると認められるとき	高齢障がい課	介護保険係(2234・2235・2237)
	国民健康保険税	保険料の減免	被保険者又はその属する世帯の世帯主が、住宅、家財等について著しい損害を受けた場合	保険年金課	国民健康保険係(2281・2282・2289)
	国民健康保険に係る窓口負担	一部負担金の減免	被保険者又はその属する世帯の世帯主が、住宅、家財等について著しい損害を受けた場合	保険年金課	国民健康保険係(2281・2282・2289)
	後期高齢者医療保険料	保険料の減免	被保険者又はその属する世帯の世帯主が、住宅、家財、又はその他の財産について著しい損害を受けた場合	保険年金課	医療年金係(2287・2288)
	後期高齢者医療に係る窓口負担	一部負担金の免除	被保険者が、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合	保険年金課	医療年金係(2287・2288)
国民年金保険料	保険料の免除	被保険者、世帯主、配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財、その他の財産につき被害金額が概ね1/2以上である損害を受けた場合	保険年金課	医療年金係(2283・2284) 府中年金事務所042-361-1011	

裏面もあります

	対象項目	内容	要件(概要)	担当課等	係(内線)等
子育て	認可保育園等の利用者負担額	利用者負担額の減免	前年の所得金額の1/10を超える額の被害を災害により受けたとき	児童青少年課	保育係(2316・2317・2328)
	粕江市立保育園一時保育の利用者負担額	保育料の免除	災害等特別の事情により、保育料を支払うことが困難と認められたとき	児童青少年課	保育係(2316・2317・2328)
	粕江市立保育園に入所している時間外保育及び延長保育の利用者負担額	延長保育料の免除	災害等によって多大な損害を受けた世帯	児童青少年課	保育係(2316・2317・2328)
	学童クラブの利用者負担額	育成料の減免又は免除 負担金の免除	減免又は免除することを相当とする世帯	児童青少年課	児童青少年係(2318・2319)
証明書	証明書の手数料	証明書(住民票の写し等)手数料の免除	被災を原因とする各種支援制度等の手続きに必要とする場合	市民課	住民記録係(2291・2293・2297)
下水道	下水道使用料	下水道使用料(基本料金相当額)の減免	罹災証明書が発行された世帯、又は家屋(共同住宅、事務所を含む。)が被災し、下水道使用の契約をしている者で、被災届出受理証明書が発行され、その被害を市が確認した者	下水道課	事業経営係(2523)

### ○災害見舞金

- ・自宅が床上浸水にあわれた方は、印鑑及び床上浸水の被害が分かる写真を持参し、防災センター2階安心安全課へ(内線8202・8203)